平成２７年（フ）第５２９９号
大阪市鶴見区安田４丁目８番26―306号
債務者　篠原　拓也
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４号
大阪市生野区田島２丁目７番20号　田島ハイツ　101号
債務者　**廣**井志乃こと　ＫＩＭ　ＭＯＯＮ　ＨＹＡＮＧ　金　　文郷
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８号
大阪市天王寺区大道１丁目２番17―402号、前住所大阪市浪速区恵美須西１丁目２番16―403号
債務者　田邉　伸治
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３号
大阪市西淀川区御幣島６丁目８番５―201号
債務者　藤木紀美子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４号
大阪府門真市本町40番15号、前住所宮崎県日南市西弁分５丁目５番地１
債務者　中村亜裕美
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５号
大阪市旭区高殿１丁目７番25号
債務者　小髙麻沙美こと　李　　榮順（旧姓東城）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０号
大阪市東淀川区大桐２丁目19番３―306号
債務者　正岡　志津（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―1116号
債務者　下野　友香
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８号
大阪府東大阪市柏田本町12番26号
債務者　飯田　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６６号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟518号室
債務者　出口　博巳
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
大阪府羽曳野市野々上５丁目15番15号
債務者　的場　　亨
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
大阪府松原市三宅東５丁目1841番地の13
債務者　山田美貴子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
大阪府松原市天美北５丁目８番10号
債務者　米田　　勲
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
堺市西区鳳中町２丁29番地、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日1186番地の20
債務者　池田　　悟
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
堺市中区深井水池町3068番地　メゾンシグナス303号、前住所堺市中区深井沢町2707番地10　M’Ｓビル203号
債務者　米村　隆幸
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道営新緑団地４号棟403号
債務者　日出　将義
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
北海道帯広市西21条南４丁目14番地　道営新緑団地４号棟403号
債務者　日出　真美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係